

案

第2次明石市環境基本計画 (改定版)



平成 29 年 月

目次

第1章 計画の基本的事項..... 1

- (1) 環境基本計画とは..... 2
- (2) これまでの経緯と背景..... 3
- (3) 計画の対象..... 3

第2章 明石市の概況..... 5

第3章 めざす環境像と計画の基本理念..... 9

- (1) 明石市のめざす環境像..... 10
- (2) 計画の基本理念..... 11
- (3) 基本方針..... 12

第4章 推進施策..... 13

- (1) 施策の体系..... 14
- (2) めざす環境像の実現に関する基本施策..... 15

第5章 各主体の役割..... 19

- 市民・事業者・市の環境行動指針..... 20

第6章 計画の推進..... 21

- (1) 計画の推進体制..... 22
- (2) 計画の進行管理..... 23
- (3) 計画の見直し..... 23

参考資料..... ○○

- 1. 計画策定の経緯など..... ○○
 - (1) 諮問..... ○○
 - (2) 答申..... ○○
 - (3) 明石市環境審議会委員名簿..... ○○

第1章

計画の基本的事項

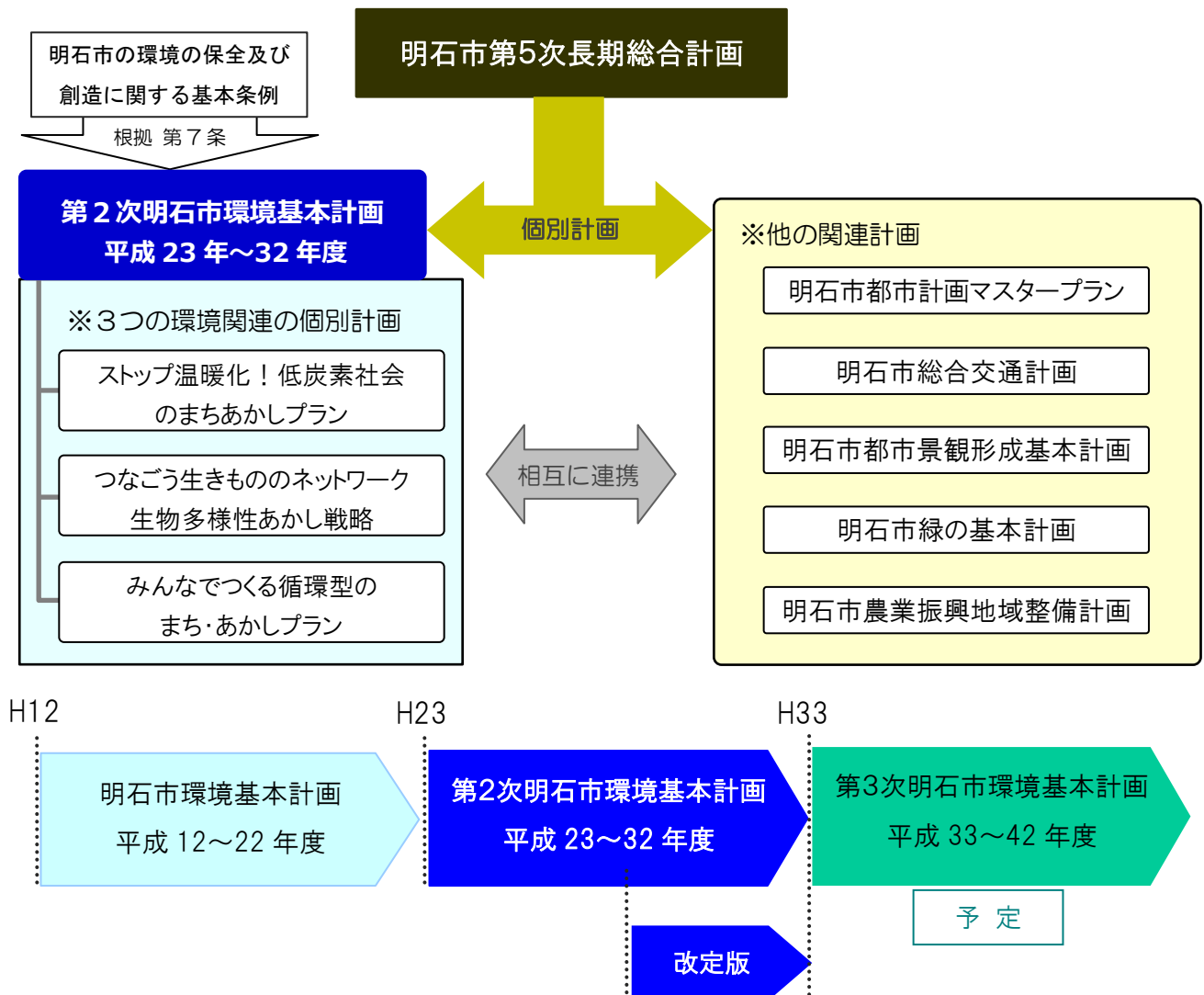
- (1) 環境基本計画とは
- (2) これまでの経緯と背景
- (3) 計画の対象

第1章 計画の基本的事項

(1) 環境基本計画とは

環境基本計画とは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（以下「明石市環境基本条例」という。）に定める基本理念を具体化するための計画であり、明石市長期総合計画の個別計画であるとともに、環境関連の個別計画*の上位計画となっています。

本計画は、明石市のめざす環境像、環境全般に関する取り組みの基本方針を示すもので、具体的な施策や取り組みについては、環境関連の個別計画である「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」、「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」、「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」で定めます。これら3つの個別計画と整合を図るとともに他の市の関連計画と共同歩調をとり、市を挙げて取り組みを推進していきます。



※個別計画

- ①ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン 「明石市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」
- ②つなごう生きもののネットワーク 「生物多様性あかし戦略」
- ③みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン 「明石市一般廃棄物処理基本計画」

(2) これまでの経緯と背景

本市では平成 11(1999)年 6 月に環境施策に関する基本的な事項及び環境保全に関する事項について定めた「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定しています。この条例制定を受け、平成 12(2000)年 2 月に「明石市環境基本計画」を策定し、よりよい環境の保全、創造に必要な取り組みを推進してきましたが、環境問題を巡る情勢の変化や計画に挙げられた施策の推進体制の確立といった課題などに対応するため、平成 19(2007)年 3 月には「明石市環境基本計画（改定版）」へと、平成 24(2012)年 1 月には「第 2 次明石市環境基本計画」へと見直しを行いました。

現在では、計画に掲げる施策を、市民・事業者・行政の三者協働により推進していくため設立された組織「エコウイングあかし（明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会）」が中心となり、様々な立場や年代の人々が集い取り組みを進めています。

一方、第 2 次明石市環境基本計画策定から 5 年が経過しており、その間には国や県において環境基本計画の改定、本市においても個別計画が改定されるなど、環境問題を巡る情勢に対応がとられてきました。将来にわたり持続可能な社会を実現していくためには、あらゆる環境政策の展開が必要となります。なかでも多様な主体による協働推進の必要性が明確化されてきています。本市においては、環境施策の推進にあたり、協働を主体とした取り組みの実施を基本としてきましたが、今後はこれまで以上に協働を重視するとともにさまざまな主体と連携をとり、戦略的な取り組みを展開していく必要があります。

(3) 計画の対象

本計画では次に示す範囲を対象とします。

1) 対象とする環境

- ①地球環境（地球温暖化）
- ②自然環境（生物多様性）
- ③廃棄物
- ④地域環境（典型 7 公害※）

* 環境基本法では、「公害」とは『環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）、⑦悪臭 によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずることをいう』と定義されています。（明石市環境基本条例でも同内容の定義がされています。）

2) 対象地域

明石市の行政区域全体を対象地域とします。ただし、国、近隣自治体などの関連機関と共同歩調をとる必要がある問題については、地形、流域、生態系などを考慮しつつ、その問題解決に取り組んでいきます。

第2章

明石市の概況

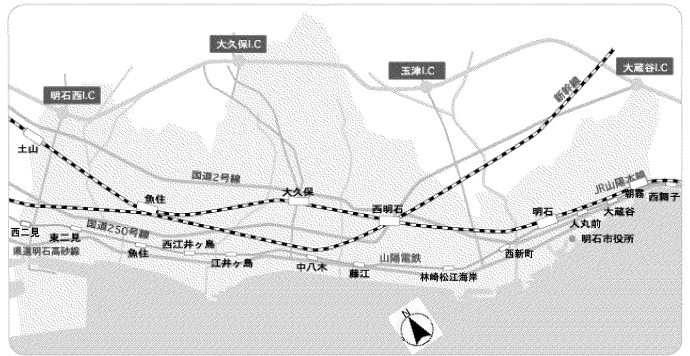
第2章 明石市の概況

1)位置

本市は、兵庫県中南部に位置し、東及び北は神戸市に、西は加古川市、播磨町、稲美町と接しています。市域は、東西 15.6km、南北 9.4km、市域面積 49.42km²となっています。



資料：「明石市第5次長期総合計画」



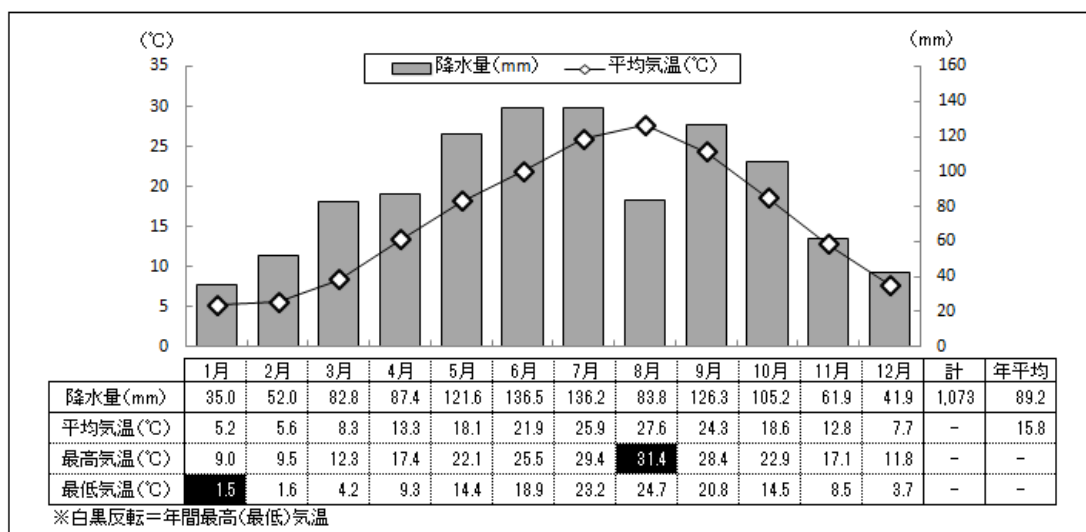
資料：明石市 HP

図1 明石市の位置

2)地勢・気候

本市は、六甲山地西麓に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置に相当し、明石川以西の地域は、いなみの台地と呼ばれる台地上に位置します。

本市の気温は平均 15.8℃、最高 31.4℃、最低 1.5℃、年間降水量は約 1,073mm となっています。(平均値 (平成4年～22年))。



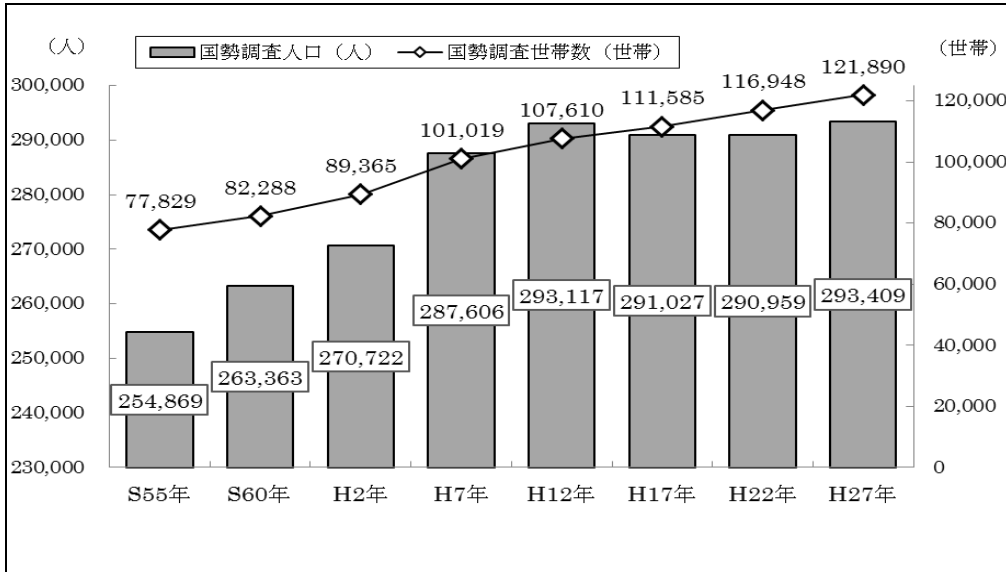
資料：気象庁データ

図2 月別平均気温と降水量(平成4～22年平均値)

3)人口

本市の人口は、平成12年以降減少傾向にありましたが、近年は増加傾向に転じています。

世帯数は増加していますが、世帯あたり人員は減少傾向が続いており、平成27年で世帯あたり人員は2.41人となっています。世帯あたり人員の減少は単独世帯や核家族世帯の増加が進んでいることが要因と考えられます。



資料：国勢調査（総務省）

図3 人口の推移

	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
国勢調査人口(人)	254,869	263,363	270,722	287,606	293,117	291,027	290,959	293,409
増加指数(昭和55年=100)	100.0	103.3	106.2	112.8	115.0	114.2	114.2	115.1
国勢調査世帯数(世帯)	77,829	82,288	89,365	101,019	107,610	111,585	116,948	121,890
増加指数(昭和55年=100)	100.0	105.7	114.8	129.8	138.3	143.4	150.3	156.6
世帯あたり人員(人/世帯)	3.27	3.20	3.03	2.85	2.72	2.61	2.49	2.41

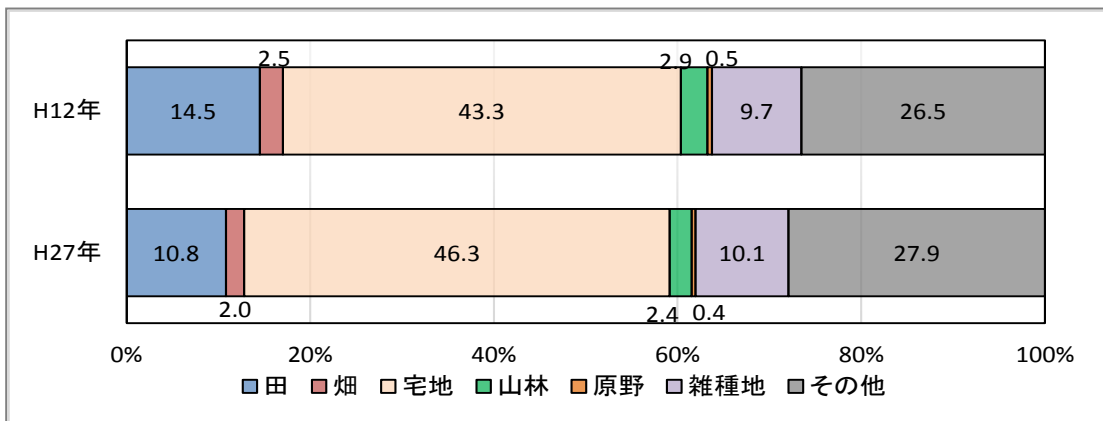
資料：国勢調査（総務省）

表1 人口・世帯人員の推移

4)土地利用

平成27年の土地利用面積の割合を見ると、「宅地」が最も多く、市域の46.3%を占め、次いで「田」が10.8%、「雑種地」が10.1%となっています。

平成12年との比較で、「田」、「畑」が減少し、「宅地」が増加しているのは、農地の宅地化が進んだことが要因と考えられます。



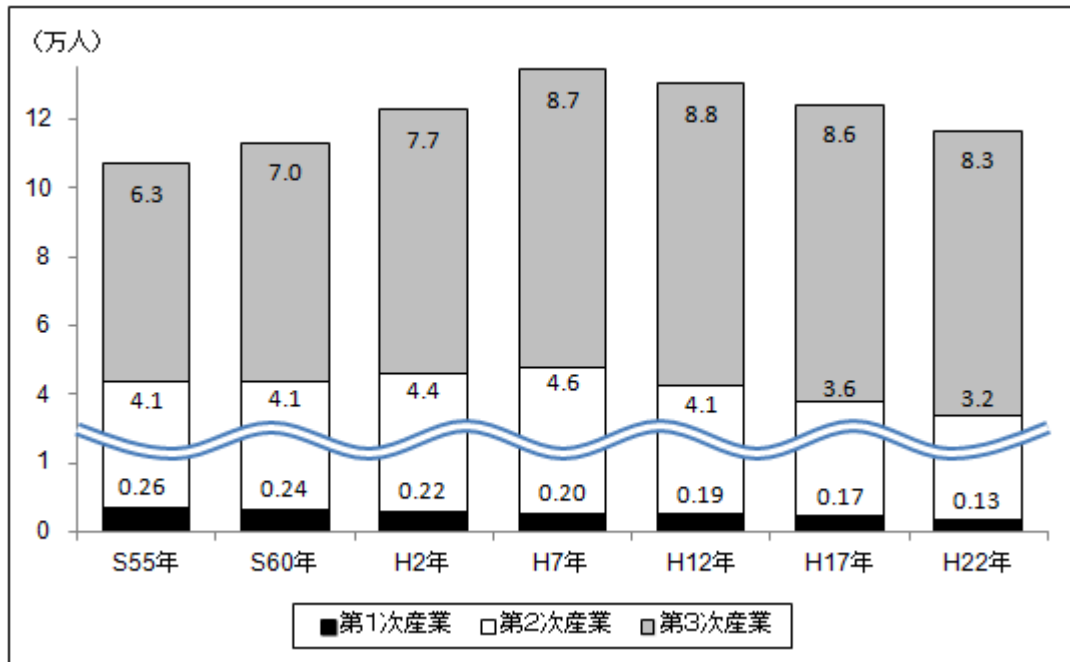
資料：「明石市統計書」（平成12、27年版）

図4 地目別土地利用面積の推移

5) 産業

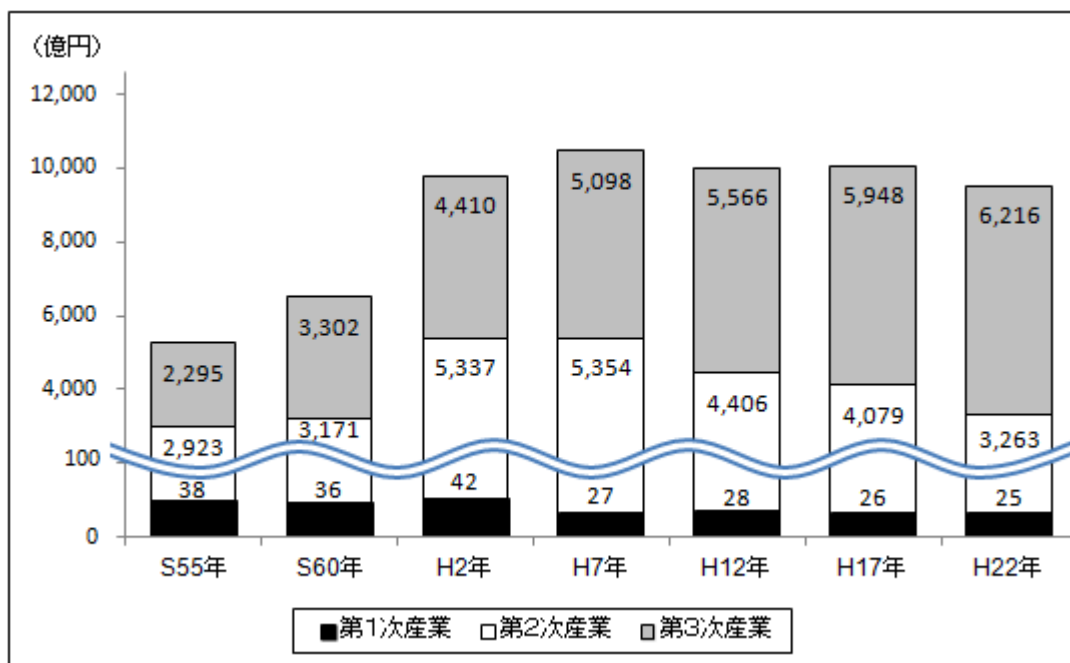
従業地における就業者数をみると、第1次産業および第2次産業で減少が進む一方で、第3次産業は平成12年まで増加していましたが、その後の10年間では減少しています。

市内全体の総生産額は、減少傾向にあります。第3次産業では増加を続けています。



資料：「国勢調査」（総務省）

図5 産業別の就業者数



資料：「市町民経済計算（兵庫県）」※H2年以降は『H17年基準版』算出方法による

図6 産業別の市内総生産額

第3章

めざす環境像と計画の基本理念

- (1) 明石市のめざす環境像
- (2) 計画の基本理念
- (3) 基本方針

第3章 めざす環境像と計画の基本理念

(1) 明石市のめざす環境像

近年、大型台風や集中豪雨、異常少雨、異常高温といった自然災害が世界的に増大しています。このような自然災害の増大は、私たちの生活が飛躍的に便利になり、資源やエネルギーを大量に消費したことによる地球温暖化と海面上昇や、都市域のヒートアイランド現象、森林と耕地の喪失、砂漠化の進行、河川・海岸の浸食などによる自然環境の変化も一因と言えます。

明石は瀬戸内の温暖な気候のもと、風光明媚な明石海峡を望む美しい海岸線や、田畑やため池など多様な生物を育む豊かな自然環境に恵まれたまちです。私たちはこの明石の環境を身近に感じ、大切にしながら、環境の保全を行っていく必要があります。

私たちの生活においては、大量生産・大量消費により多くのモノやサービスが溢れる「物質的な豊かさ」を重視する社会から、健康や精神的な豊かさ、多様な価値観など「心の豊かさ」を重視する社会の実現に向けて、私たちのライフスタイルを見つめ直す転換期をむかえています。

私たち一人ひとりが地球上の生きものであるという自覚を持って、現在のライフスタイルのあり方を見直しながら明石の環境を守り、将来世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民や市民団体、事業者、行政の全ての主体がそれぞれの責務を自覚し、互いに手を取りあい、本市の環境全般に関わる取り組みを推進していかなければならず、次の「明石市のめざす環境像」を共通認識として掲げます。

『明石市のめざす環境像』

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う
人と人が思いやり、地球をいつくしむ
古(いにしえ)に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち

～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

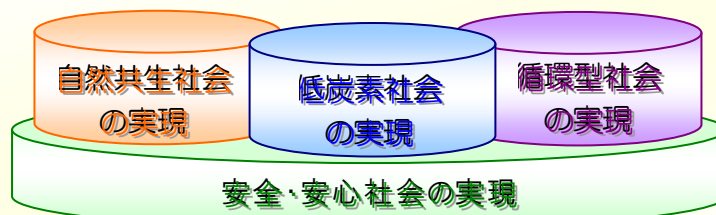
このめざす環境像は、おだやかな風土の中で、人々が互いに手を取り合い、地球環境から身近な自然までを大切にしながら、昔のくらしのよいところを受け継ぎ、将来にわたり、豊かな未来への夢を持ち続けていきたいという市民の想いを表しています。

基本理念

- ① 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げていきます
- ② 私たちは環境に調和したくらしと文化を育てていきます
- ③ 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます
- ④ 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます

基本方針

明石市のめざす環境像を実現するため、次の4つの基本方針を掲げます



(2) 計画の基本理念

明石市のめざす環境像を実現するために、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

1 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げていきます

- ・ 今日の世界問題は、地球温暖化の問題に代表されるように、私たちが環境に負荷を与える加害者であるとともに、被害者になっていることが特徴です。本市の恵まれた環境を守り育て将来につなぐために、私たちが自らの課題を認識し、行動することが必要不可欠となってきています。
- ・ 本計画では、私たちが恵まれた環境の恩恵を受けていること、環境に負荷を与えていることを認識し、主体的な環境の保全と創造に向けた行動や環境配慮活動に結び付けながら、その活動の輪を広げていくことが必要としています。

2 私たちは環境に調和した暮らしと文化を育んでいきます

- ・ 自然環境と歴史、文化に包まれた豊かなくらしとの調和を図っていくことは、私たちの責務です。
- ・ このような立場を自覚し、明石市や地球の環境に調和した暮らしと文化を育んでいくことが重要です。

3 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます

- ・ 本市は、温暖で日照時間が長く、降水量の少ない瀬戸内海型気候に属しています。
- ・ 本市には、海をはじめとする恵まれた自然環境があり、古くから人々が営んできた歴史・文化、産業も含めた風土などの「明石らしさ」があります。これらを、子どもたちをはじめとする将来世代へ引き継いでいくことが重要です。

4 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます

- ・ 大型台風の上陸や局地的な集中豪雨など、自然の持つ圧倒的な力に対する人間の社会やシステムの脆弱性など、その力の限界を改めて認識しました。
- ・ 市域外の生態系サービスに依存する食料あるいは資源・エネルギーなど、私たちは市域外の人、もの、生きものなどの環境とつながり、成り立っているという気づきを大切にすることが、市域の環境を保全し創造する第一歩と考えます。
- ・ 環境問題は市域の範囲のみでは捉えきれない課題です。そのため、市域外の地域や流域圏の連携により、水源や大気の浄化、3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）を中心とする減量・資源化の推進、食料自給率の向上、自然のネットワークとしての生物多様性の改善が期待できます。

(3) 基本方針

基本理念に基づき、4つの基本方針で取り組みを推進し、「明石市のめざす環境像」の実現を目指します。

1 低炭素社会の実現

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。その原因は人為起源の温室効果ガスの増加だとほぼ断定されています。そのため、市民・事業者・行政等は、温室効果ガスがもたらす環境負荷により、地球環境に大きな影響を及ぼしていることを自覚し、温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルや事業活動への転換が必要です。

これらのことから、本市では、『ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン』に基づいて、それぞれの立場から環境に配慮した行動を起こし、継続していくことで、低炭素社会のまち・あかしを目指していきます。

2 自然共生社会の実現

生物の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれた結果、生物多様性の大幅な喪失が引き起こされ、生態系の劣化が進んでいます。また、人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来種の侵入による生態系のかく乱などの問題も深刻化しています。

これらのことから、本市では『つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略』に基づいて、身近な場所で生きものが生息・生育し、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを目指していきます。

3 循環型社会の実現

大量生産・大量消費型の社会経済活動により、形成されてきた大量廃棄型の社会からの転換を図り、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ削減される循環型社会の構築を図る必要があります。

これらのことから、本市では『みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン』に基づいて、廃棄物の処理に関する様々な施策に取り組み、環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかしを目指していきます。

4 安全・安心社会の実現

安全で安心して暮らせる環境は、私たちが生活するうえで欠かせないものです。この「安全」の確保は、あらゆる公害から人の健康・生活を守るという点において、環境行政の原点と位置づけられるものです。

また、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の実現によって構築される持続可能な社会は、公害のない生活環境を作り上げることが前提となります。このため、大気、水、土壌などを健全で良好な状態に保全するとともに、騒音・振動や悪臭などの発生を未然に防止するなど環境リスクの少ない安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

第4章

推進施策

- (1) 施策の体系
- (2) めざす環境像の実現に関する基本施策

第4章 推進施策

(1) 施策の体系

「明石市のめざす環境像」を実現するためには、基本方針にある、①「低炭素社会」、②「自然共生社会」、③「循環型社会」の実現に向けて、各個別計画に掲げる施策を推進するとともに、④「安全・安心社会」の実現に向け、大気や水質、騒音、振動などの公害問題や、人の健康に被害を生ずる可能性のある有害化学物質について、現状を把握し、必要に応じて規制・指導を行います。さらに、すべての社会の実現につながる「横断的施策」についても取り組みます。

基本方針	施策の考え方
<p>① 低炭素社会 の実現</p>	<p>市民・事業者・行政がそれぞれの立場から環境に配慮した行動を実践継続</p>  <p>↓</p> <p>低炭素社会のまち「あかし」</p>
<p>② 自然共生社会 の実現</p>	<p>水と緑のネットワークづくりを目指して活動</p>  <p>↓</p> <p>身近な場所で生きものが生息・生育し、自然と人が共生するまち「あかし」</p>
<p>③ 循環型社会 の実現</p>	<p>3R（Reduce Reuse Recycle）の推進</p>  <p>↓</p> <p>環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち「あかし」</p>
<p>④ 安全・安心社会 の実現</p>	<p>大気環境や水環境を健全で良好な状態に保全 騒音・振動などの発生や有害化学物質等の問題にも適切に対応</p> <p>↓</p> <p>市民が安心してくらせる環境リスクの少ない社会</p>



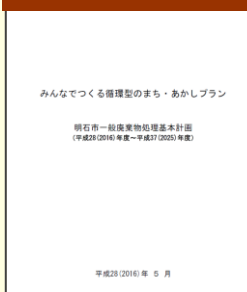
横断的施策

- 環境学習を推進し、人材育成を図る
- 環境に調和したライフスタイルを推進する
- 歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存する



(2) めざす環境像の実現に関する基本施策

本計画の基本方針及び基本的な考え方にに基づき、以下に掲げる基本施策を推進します。具体的な施策・取り組みについては、各個別計画に定めることとします。

基本施策	
<p>低炭素社会の実現</p>  <p>明石市</p>	<p>①個別計画：ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市が率先して再生可能エネルギーの導入などを行う ● 市民・事業者の活動を支援し、地球温暖化対策の浸透を図る ● 都市の低炭素化を図るための環境整備を行う ● 他の施策と連携し、温室効果ガスの排出削減を図る <p style="text-align: center;">「低炭素社会のまち“あかし”を目指します」</p>
<p>自然共生社会の実現</p>  <p>明石市</p>	<p>②個別計画：つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていく ● まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していく ● 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていく ● 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていく <p style="text-align: center;">「人と自然が共生するまち“あかし”を目指します」</p>
<p>循環型社会の実現</p>  <p>明石市</p>	<p>③個別計画：みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの発生抑制を最優先し、次に再使用・再生利用を進める ● パートナーシップによる取り組みを強化する ● ごみの安全・安心な適正処理を行う <p style="text-align: center;">「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち“あかし”を目指します」</p>

具体的な施策・取り組みについては、個別計画において別に示します

④規制・指導行政のさらなる充実

● 地域環境を調査・測定し、環境保全に努める

◇環境監視体制の充実

※大気汚染調査（市内5箇所の大気測定局における測定結果 平成23年～28年度）

二酸化窒素	環境基準達成
粒子状物質（浮遊粒子状物質）	環境基準達成
光化学オキシダント	平成25年度及び28年度に各1日基準値未達成

微小粒子状物質（PM2.5）について、引き続き測定を行うとともに成分分析を行います。また、全国的にも環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、国・県と連携した広域的な対策を強化する必要があります。

※水質調査（平成23年～28年度）

河川（朝霧川・明石川・谷八木川・赤根川・瀬戸川の5河川）	環境基準達成
地下水（市内5地点）	環境基準達成

公共下水道の整備により下水道普及率は（平成26年）99.5%と高水準ですが、引き続き地域の実状に応じた生活排水対策を行い、河川等の水環境の保全を図るとともに、工場・事業場からの排水に係る監視・指導体制を継続していく必要があります。

- ・ 大気、水質、騒音及び有害化学物質等の観測システムの維持、整備の充実を図ります
- ・ 常時監視測定による公害の発生源や環境汚染などの実態把握を行います
- ・ 大気汚染に係る事業場に対して、関係法令に基づいた、規制・指導の充実を図ります
- ・ エコドライブやアイドリングストップの周知を図り、自動車公害対策を推進します
- ・ 水質汚濁に係る工場・事業所に対する規制・指導の充実を図ります
- ・ 生活排水に関する啓発を行い、水質汚濁防止対策を推進します



一般環境騒音測定調査



アスベスト調査

● 人の健康や生活環境へのリスクの少ない社会を目指す

◇騒音・振動の防止の充実

※騒音・振動調査（平成23年～28年度）

都市環境騒音（市内東部、中部、西部の各用途地域）	環境基準達成
自動車交通騒音（市内幹線道路23路線50区間）	環境基準97%達成
山陽新幹線騒音・振動（市内5地点）	騒音＝暫定基準達成 振動＝環境省勧告指針値達成

工場・事業場の騒音・振動については、工場等に対して規制指導の徹底に加え、環境に配慮した事業活動への転換を促進させる必要があります。

また、自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに、関係部局と連携した交通対策や道路対策を推進する必要があります。

新幹線による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するほか、環境基準達成のために近隣自治体と連携し、JR・国等へ引き続き、騒音に対する改善の要望をしていく必要があります。

・工場・事業者に対して、関係法令に基づいた規制・指導の充実を図ります

◇有害化学物質の調査

※有害化学物質調査（平成23年～28年度）

有害大気汚染物質（基準の定められている4物質）	環境基準達成
ダイオキシン類（大気）	環境基準達成
ダイオキシン類（水質）	環境基準達成

有害大気汚染物質やダイオキシン類については、引き続き、法の規定に基づく継続的な監視を行う必要があります。

・有害大気汚染物質やダイオキシン類の汚染状況調査を行い、市内の大気汚染の把握に努めます

● その他

◇公害苦情への迅速な対応

・環境公害の苦情に対して迅速に対応し、市民が安心して暮らせる生活環境の提供に努めます

◇環境情報の整備・発信

・大気、水質、騒音及び有害化学物質に関する調査・測定結果を、「明石市環境の現況」としてホームページ等へ公表するなど、市民・事業者が地域環境に関する情報を効率よく収集できるよう努めます。

・環境に対する理解を深めるための啓発活動を行うとともに、自主的な環境学習活動や環境保全活動を積極的に支援していきます。

第5章

各主体の役割

市民・事業者・市の環境行動指針

第5章 各主体の役割

「明石市のめざす環境像」を実現していくためには、市民、事業者、市が協力しながら、それぞれの立場で自主的に環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。

環境基本条例では、環境基本計画において環境行動指針を定めることとなっています。

環境行動指針とは、「各主体が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針」であり、各主体において、自主的かつ積極的に環境配慮行動を実践されるよう、以下に環境配慮の基本的な考えを指針として示します。

なお、具体的な環境行動については、各個別計画に定めるものとします。

市民・事業者・市の環境行動指針

1)市民の環境行動指針

日常生活における資源やエネルギーを大量に消費する生活様式を見直し、省資源、省エネルギー、自然環境保全、廃棄物減量に配慮した暮らしを心がけます。

また、これらの環境問題に対する関心を深め、理解を深めるとともに、地域での環境保全活動に積極的に参加するなど、地域づくりに貢献します。

2)事業者の環境行動指針

環境関連法令を遵守し、公害の発生を防止するとともに、事業活動が環境に及ぼす影響を十分認識したうえで、省資源・省エネルギー、自然環境保全、廃棄物減量等に配慮した事業活動を行います。また、事業者として地域での環境保全活動に積極的に協力・参加するとともに、市が実施する環境保全に関する施策に協力します。

3)市の環境行動指針

計画に定める施策を、国や県、庁内の関係部署、あらゆる主体と連携・協働して推進することで、「明石市のめざす環境像」を実現していきます。

また、自らが大規模な事業者の一つとして、事務事業の実施にあたっては、省資源・省エネルギー、自然環境保全、廃棄物減量等に配慮し、環境負荷を低減するなど、市民や事業者に率先して行動します。

第6章

計画の推進

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の進行管理
- (3) 計画の見直し

第6章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

環境基本計画の理念に基づき、個別計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともにエコウイングあかし*を中心としたあらゆる主体との協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です。

1) 庁内の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携、情報共有を行うとともに、進捗管理については、環境マネジメントの考え方に基づき PDCA サイクルを活用して行います。

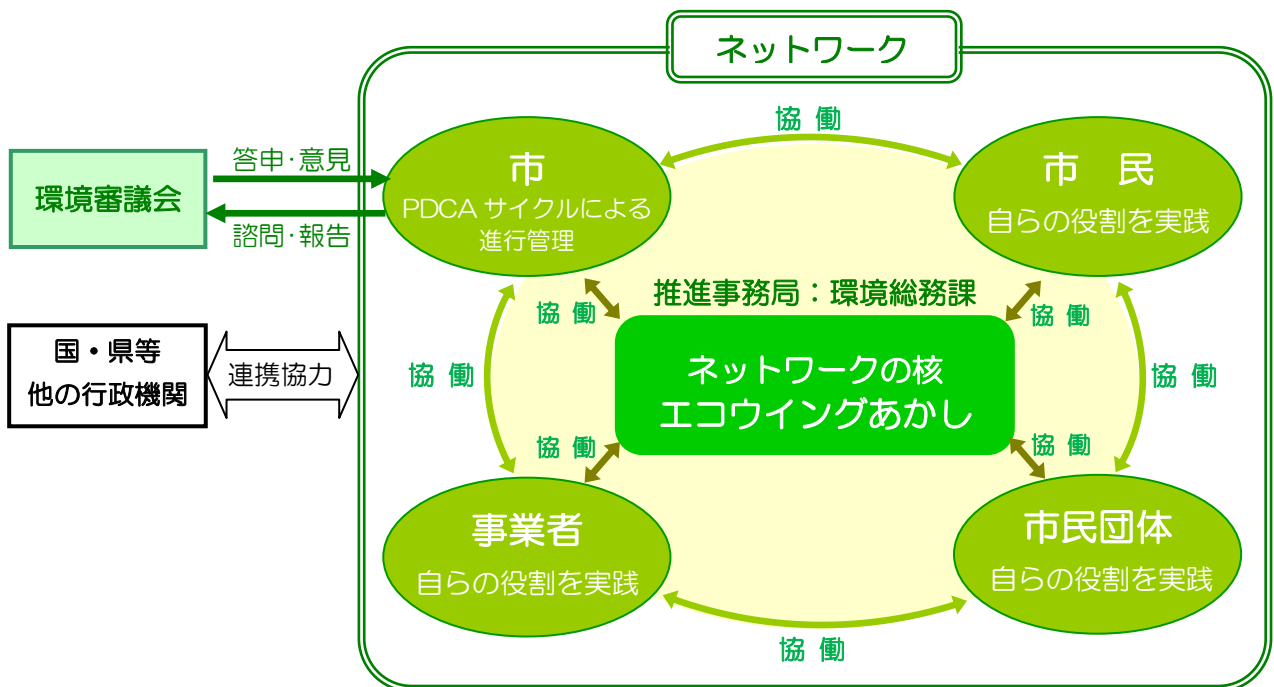
2) 環境審議会

環境審議会に計画の進捗状況を報告し、今後の計画推進のための意見・提言を求め、計画の展開に反映させます。

3) 各主体の連携

市民・市民団体・事業者・市それぞれの自主的な活動を重んじながら、各主体が連携して計画を推進するためのネットワークの拡大を目指します。

ネットワークの核となるエコウイングあかしについては、市民・市民団体・事業者・市のパートナーシップ組織として、今後更に連携・協働体制を強化し、環境基本計画に基づく環境個別計画の施策を推進しながら、本市の環境における参画と協働の取り組みを展開していきます。



※エコウイングあかし(明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会)

環境基本計画を市民・事業者・行政の協働で実行・推進するために設立された団体です。さまざまな立場や年代の人々が集い、さまざまな視点で、計画に掲げる施策をパートナーシップで実践していく、大切な役割を担っています。

(2) 計画の進行管理

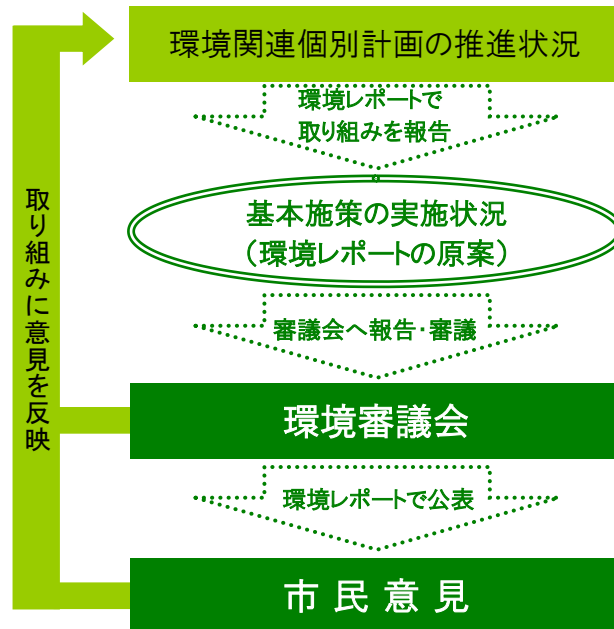
1) 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルを活用して施策の実施状況を把握し、点検・評価することにより改善を行い、次の展開に繋げていきます。

低炭素社会、自然共生社会、循環型社会を実現するための基本施策については、各個別計画の進行管理の状況を踏まえ、総合的に点検・評価するものとし、安全・安心社会を実現するための施策については、各基本施策を構成する個別の取り組みの実施状況を確認するものとします。

2) 情報の共有

基本施策（個別計画の取り組み）の実施状況については、毎年発行する「環境レポート」にとりまとめ、環境審議会からの意見を踏まえ、市のホームページなどを通じて公表します。また、公表した環境レポートに対して、市民等から意見を求め、更なる施策の推進・改善を図ります。



(3) 計画の見直し

基本的には、計画年度にあわせて見直しを行うこととしますが、国等の環境問題に対する方針や社会情勢の大きな変化がある場合については、必要に応じて見直しを行います。

なお、見直しにあたっては、環境基本条例の規定により環境審議会に意見を求めます。